

## 離島地域における積算運用基準（営繕費）

令和7年4月1日  
長 崎 県 土 木 部

## 【 目 次 】

1. はじめに
2. 運用基準の基本的な考え方
3. 運用基準の対象工事
4. 変更契約の対象諸経費（実績変更対象費）
5. 「実績精算変更費」の考え方
6. 具体的な運用の流れ
7. 特記仕様書及び公告等への記載例
8. 関連様式集
9. その他

【別添資料】：共通仮設費に対する実績変更対象費の割合

## 1. はじめに

本運用基準は、離島地域における土木工事で離島の企業では施工できない専門的な工種が含まれる場合や、二次離島地域における土木工事の場合、島外からの労働者にかかる交通費・宿泊費等の経費を適切に計上する目的で定めるものである。

※二次離島とは、五島、壱岐、対馬の各振興局管内にある島嶼のうち、振興局または支所が置かれている島（一次離島）から海路でしか移動できないものを言う。

## 2. 運用基準の基本的な考え方

- ・ 積算の計上方式は、「実績精算変更」方式とする。
- ・ 契約締結後、発注者は当該工事の積算基準書に基づく設計書の労働者確保のための関係諸経費[率分]（以下、「実績変更対象費」）について、受注者へ概ねの金額を通知する。
- ・ 受注者は「実績変更対象費」の精算変更が必要と判断した場合、その旨を発注者に協議（ひっ迫、適用費目の選択等）し、発注者が変更対象となるか判断する。
- ・ 最終的に受注者から「実績変更対象費」に対する「支出実績費」を提出してもらい発注者が精査。
- ・ 精査された「支出実績費」から「実績変更対象費」を差引いた差額を「実績精算変更費」とし、精算変更を行う。但し、「支出実績費」が「実績変更対象費」を下回れば変更の対象とはしない。
- ・ 受注者側の責又は都合により増えた「支出実績費」は対象としない。

※具体的な、ひっ迫の判断や実績精算変更費の算出に必要な関係書類及び流れは別項目に示す。

## 3. 運用基準の対象工事

対象工事は、土木工事標準積算基準書（共通編）[長崎県土木部]又は港湾・漁港請負工事積算基準[長崎県土木部]の共通仮設費、現場管理費に記載されている工種区分を適用している工事（空港工事、営繕工事は除く）で、令和7年4月1日以降に起工し、次の①②において(1)(2)のいずれかに該当する場合を対象とする。

### ① 全ての離島における工事

#### (1) 離島の企業では施工できない専門的な工種が含まれる土木関係工事

なお、当該離島において専門的な工種を施工出来る企業が少なく、ある一定期間、その企業の手持ち工事量の増などにより人材がひっ迫する場合も対象とする。

（施工出来る島内企業からのひっ迫状況を示す書面の提出が必要）

### ② 二次離島地域における一般的な土木関係工事

(1) 当該工事の発注ランクに該当する企業が工事履行島内に存在する場合、本運用基準は適用しないが、入札手続きにおいてその企業が入札に参加せず（辞退等）、発注ランク外の企業を含め、労働者を確保できないため（ひっ迫）、島外からの労働者確保が必要な場合

(2) 当該工事の発注ランクに該当する企業が工事履行島内に存在せず、発注ランク外の企業を含め、労働者を確保できないため（ひっ迫）、島外からの労働者確保が必要な場合

※例えば、当該島内に建設会社等が無く労働者がいない場合、又は、建設会社等はあるがひっ迫し労働者の提供が受けられない場合を対象とする。但し、建設会社等があり労働者の提供を受けられる状況にありながら、取引等の関係により提供を受けない場合は対象外とする。

※1 離島の発注者（検査指導幹等）は、離島の建設業協会支部等に毎年度の終わりに翌年度における「離島の企業では施工できない工種」を記載した書面の提出を依頼し、その内容を確認の上で①(1)に該当する工種を決定することを基本とする。

※2 離島の発注者（検査指導幹等）は、年度途中に建設企業等から新たに「離島の企業では施工出来ない工種」の追加要請があった場合は、その都度、離島の建設業協会支部等から追加分の内容を記載した書面の提出を求め、内容を確認した上で①(1)に該当する工種であるかを決定することを基本とする。

また、「離島の企業では施工できない工種」として決定していた工種において、年度途中に工事履行島内の企業で施工可能となった場合には、建設業協会支部等からその旨の報告を速やかに受け、除外するものとする。

※3 本土の振興局が所管する離島における工事について、本土の発注者（発注担当課長）は、工事毎に①(1)に該当するか確認を行うことを基本とする。

（該当する場合、発注者はその根拠を示す書面を作成すること：様式例を添付）

#### 4. 変更契約の対象諸経費（実績変更対象費）

変更契約の対象諸経費については、労働者確保に関する、土木工事標準積算基準書または港湾・漁港請負工事積算基準における「共通仮設費のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）とする。

##### ○実績変更対象費の具体的な内容

《土木工事標準積算基準書（共通編）》

##### ▼共通仮設費 営繕費

①2-8(1) 4 労働者の輸送に関する費用

②2-8(1) 5) 上記1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』  
 ③2-8(1) 5) 上記1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』  
 《港湾・漁港請負工事積算基準》

▼ 共通仮設費 営繕費

①2-10-1 5) 労務者の輸送に関する費用

②2-10-1 4) 上記1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』

③2-10-1 4) 上記1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』

○実績変更対象費の率分に含まれる主な項目

| 構成費目  |     |                  | 率分に含まれる主な項目                                                                        |
|-------|-----|------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通仮設費 | 営繕費 | 労働(務)者送迎費<br>(①) | ○ 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)                    |
|       |     | 宿泊費<br>(②)       | ○ 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用                                                        |
|       |     | 借上費<br>(③)       | ○ 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用 |

① 労働(務)者送迎費

- ・送迎用マイクロバス等(船舶を含む)を手配又は利用して労働者を現場まで送迎する費用を対象とする。
- ・計上する費用は、運転手賃金、車両等損料(賃料)、車両等燃料等とする。
- ・自社のマイクロバス等(船舶を含む)を使用した場合の車両等損料額については「建設機械等損料算定表(長崎県)」を参考に算出する。これに寄りがたい場合は、発注者と協議を行い設定するものとする。
- ・島外からの労働者の本土・離島間の往復費用(日々通勤を除く)は1回に限り計上の対象とする。

② 宿泊費

- ・宿泊費は、食事代を除いた額を対象とする。
- ・宿泊については、通勤が困難(交通機関の出発時間や通勤に時間を要することにより作業時間に影響が出る等)等により、やむを得ない場合に発注者が認めたものに限る。
- ・一泊あたりの宿泊費の上限額は7,600円(税抜き)とする。ただし、地域状況等により宿泊費が上限額を超える場合は、妥当性を明確に説明できる資料を添付し、発注者が妥当性を認めた場合は上限額を超えることは可能とする。

③ 借上費

- ・賃貸契約による、賃貸料、敷金、礼金その他賃貸契約に係る費用等を対象とする。

#### ○実績変更対象費の算出方法

営繕費のうち上記「①②③」の算出方法については、別添「共通仮設費に対する実績変更対象費の割合」の率を用いる。なお、当資料は発注機関限り「取扱注意」とする。

### 5. 「実績精算変更費」の考え方

「実績精算変更費」については、受注者が実際に労働者確保のために最終的に支出した費用から、土木積算基準書等にもとづき算出された労働者確保のための諸経費を差引いた額であり、最終(精算)変更時に変更を行うものとする。

次式によりそれぞれ算出した、営繕費の「実績精算変更費」の額を、土木積算基準書等にもとづく最終(精算)変更設計書(率計上)に、それぞれ追加積上げ計上し変更を行うものとする。

但し、算出の結果、「支出実績費」が「実績変更対象費」を下回れば、積上げによる計上は行わないものとする。

なお、受注者の責又は都合により増えた労働者確保のために支出については変更の対象としない。

$$\text{実績精算変更費} = \text{支出実績費} - \text{実績変更対象費}$$

支出実績費：実績変更対象費の対象項目に関し、受注者が実際に支出した額。但し、その支出内容について監督員と協議し了解を得た額とする。

実績変更対象費：最終(精算)変更時の額(参照：4. 変更契約の対象諸経費(実績変更対象費))

※各費用については「万円単位」とし「1万円未満切り捨て」とする。

#### 《算出例》

[対象変更(例1)：営繕費]

| 費 目             | 金 額(円)    | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----|
| 支出実績費 (①)       | 3,000,000 |     |
| 実績変更対象費 (②)     | 2,000,000 |     |
| 実績精算変更費 (③=①-②) | 1,000,000 |     |

[対象変更(例2)：営繕費]

| 費 目             | 金 額(円)     | 備 考 |
|-----------------|------------|-----|
| 支出実績費 (①)       | 2,000,000  |     |
| 実績変更対象費 (②)     | 3,000,000  |     |
| 実績精算変更費 (③=①-②) | -1,000,000 |     |

- 最終(精算)変更として、(例 1) の営繕費については「1,000,000 円(③)」を追加計上し、(例 2) の「マイナス(ー)」の場合、計上は行わず「率計上(②)」のままとする。

## 6. 具体的な運用の流れ

### 【発注手続き時】

#### ① 《発注者》

- 発注時において当該工事が、当運用基準の対象工事である旨を特記仕様書、入札公告、入札説明書等の必要書類に記載。

### 【契約締結後～工事着手前】

#### ② 《発注者→受注者》

- 契約締結後、受注者へ当初積算段階での「労働者確保関係諸経費の対象額（実績変更対象費）」を速やかに通知し、本運用基準の適用についての協議について説明を行う。

※受注者へ通知する対象額については「万円単位」とし「1万円未満切り捨て」とする。

#### 〔説明事項〕

- ・適用を希望するのであれば必要書類により協議を行う。
- ・その後、「労働者確保に関する計画書」及び算出根拠書類等を提出しなければならない。なお、「労働者確保に関する計画書」の作成にあたっては、工程表や人員、作業日数、通勤 or 宿泊、金額等が、比較表及び必要書類等を作成し合理的に説明のつくものとする。
- ・最終（精算）変更契約前には「支出実績費報告書」を提出し、最終的に領収書等で支払の確認が出来ないものについては、変更対象外とする。
- ・受注者側の責又は都合により増えた「支出実績費」は対象としない。

#### ③ 《受注者→発注者》

- 受注者は「②」を受け、本運用基準を適用するか判断し、適用するのであれば発注者へ必要書類により協議を行う。なお、3①(1)の当該離島において専門的な工種を施工出来る企業が少ない状況下での人材のひっ迫時に本運用を適用する場合、施工出来る島内企業から提出されたひっ迫状況を示す書面を協議書類に添付するものとする。また、二次離島において本運用を適用する場合は、「島外からの労働者確保の必要性（ひっ迫状況）に関する報告書（二次離島用）」を添付

するものとする。

④ 《発注者→受注者》

○発注者は、③で提出された協議書類等により本運用基準を適用可能か判断し、受注者と協議を行う。

⑤ 《受注者→発注者》

○適用決定後、受注者は「労働者確保に関する計画書」を作成し、計画書の算出根拠資料（工程表、人員、作業日数、通勤 or 宿泊等の比較表等）も併せて発注者へ協議し承諾を受ける。

⑥ 《発注者》

○発注者は、受注者より提出された「計画書及び算出根拠資料」について、合理的に作成されているか精査を行い、そうでない場合は、受注者に再提出を求める。精査後、問題ないと判断された場合に承諾とする。

※精査については、日当たり施工量、基準宿泊費等で行う。

【施工中】

⑦ 《発注者》

○発注者は、⑥で精査をした計画表を踏まえ、工事中に現場に出向き、労働者等の確認（施工プロセスチェック等）を行う。

※工期内に、工事の追加等による変更があった場合は、その都度「計画書（変更）」を提出してもらい精査を行う。

【最終（精算）変更契約前】

⑧ 《受注者→発注者》

○受注者は、工事の最終（精算）変更契約の前に、「支出実績費報告書」及び関係書類（領収書、労務実績関係資料等）を発注者へ提出する。なお支出実績費の確定を行う対象期間（〆日）について、報告書提出前に発注者と協議を行う。

※対象期間（〆日）については、精算変更契約を行うための工事数量同様に、支出実績費を確定するものである。支出実績費は、見込みで変更を行うと、雨天等により金額の変更の可能性があるため、確定できるもののみを対象とする。その期間を対象期間（〆日）とし、それ以降の支出実績費（見込み額）については変更対象外とする。

⑨ 《発注者》

○発注者は、受注者より提出された「労働者確保に関する計画書」、「支出実績費報告書」等の関係書類等を精査し、「実績精算変更費」を算出する。



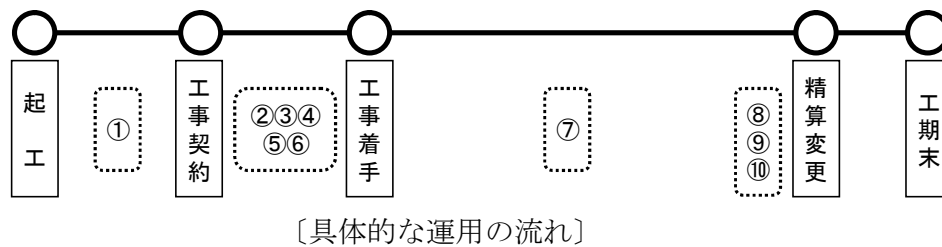
※報告書に記載されている金額については、基本的に領収書等で証明が出来ないものは変更対象外とする。

※精査については、労働者の出勤簿、出面表、工程表、日報、領収書等で行う。

※「実績精算変更費」については「万円単位」とし「1万円未満切り捨て」とする。

⑩ 《発注者→受注者》

- ・⑨において算出された「実績精算変更費」について、受注者と協議し最終(精算)変更契約を行う。



## 7. 特記仕様書及び公告等への記載例

当該工事における「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の適用に関する旨を、特記仕様書及び入札公告等に以下を明示する。

### 《記載例》

#### ◆①全ての離島における工事

- (1) 離島の企業では施工できない専門的な工種が含まれる土木工事の場合。

#### ○特記仕様書（第2章 施工条件明示）

1. 本工事は、「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の試行対象工事である。このため、受注者は、施工箇所が属する島内の企業では施工できない専門的な工種（〇〇工・〇〇工）の実施にあたり、発注者から通知される土木工事標準積算基準書（または港湾・漁港請負工事積算基準書）により算出される「共通仮設費（率分）のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）では経費が不足し、営繕費の増額を希望する場合は、所定の様式により発注者と協議すること。協議の結果、適用可能と判断された場合は、受注者は必要書類を作成し協議の上、変更契約の対象とする。

〔実績変更対象費〕

- ・営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

2. 「実績変更対象費」の対象額については、契約締結後、発注者より通知する。
3. 受注者は1.により営繕費の増額を希望する場合は、工事着手前に必要書類により発注者と協議を行うこと。具体的な手続きについては、「離島地域における

- 積算運用基準（営繕費）令和7年4月1日長崎県土木部」による。
4. 受注者の責による工程等の遅延により、増加した当該費用については変更の対象としない。
  5. 受注者から提出された書類に虚偽の記載があった場合には、指名停止等の措置を行う。
  6. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

## ○入札公告等

本工事は、「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の試行対象工事である。このため、受注者は、施工箇所が属する島内の企業では施工できない専門的な工種（〇〇工・〇〇工）の実施にあたり、発注者から通知される土木工事標準積算基準書（または港湾・漁港請負工事積算基準書）により算出される「共通仮設費（率分）のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）では経費が不足し、営繕費の増額を希望する場合は、所定の様式により発注者と協議すること。協議の結果、適用可能と判断された場合は、受注者は必要書類を作成し協議の上、変更契約の対象とする。

〔実績変更対象費〕

- ・営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費  
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

## ◆②二次離島地域における工事

### （１）二次離島地域において発注する土木関係工事

当該工事の発注ランクに当該工事履行二次離島内の企業が対象となっていない場合

## ○特記仕様書（第2章 施工条件明示）

1. 本工事は、「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の試行対象工事である。よって、労働者確保の観点からひっ迫等の状況により、発注者から通知される土木工事標準積算基準書（または港湾・漁港請負工事積算基準書）により算出される「共通仮設費（率分）のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）では経費が不足し、営繕費の増額を希望する場合は、所定の様式による発注者と協議すること。協議の結果、適用可能と判断された場合は、受注者は必要書類を作成し協議の上、変更契約の対象とする。

〔実績変更対象費〕

- ・営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費  
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
2. 「実績変更対象費」の対象額については、契約締結後、発注者より通知する。
  3. 受注者は1.により営繕費の増額を希望する場合は、工事着手前に必要書類により発注者と協議すること。具体的な手続きについては、「離島地域における積算運用基準（営繕費）令和7年4月1日長崎県土木部」による。
  4. 受注者の責による工程等の遅延により、増加した当該費用については変更の対象としない。
  5. 受注者から提出された書類に虚偽の記載があった場合には、指名停止等の措

置を行う。

6. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

#### ○入札公告等

本工事は、「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の試行対象工事である。

よって、労務者確保の観点からひっ迫等の状況により、発注者から通知される土木工事標準積算基準書（または港湾・漁港請負工事積算基準書）により算出される「共通仮設費（率分）のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）では経費が不足し、営繕費の増額を希望する場合は、所定の様式による発注者と協議すること。協議の結果、適用可能と判断された場合は、受注者は必要書類を作成し協議の上、変更契約の対象とする。

〔実績変更対象費〕

- ・ 営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費  
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

当該工事の発注ランクに当該工事履行二次離島内の企業が対象となっている場合

#### ○特記仕様書（第2章 施工条件明示）

7. 本工事は、「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の試行対象外工事であるが、当該工事履行島内企業が入札に参加しなかった場合は試行対象工事とする。
- よって、労務者確保の観点からひっ迫等の状況により、発注者から通知される土木工事標準積算基準書（または港湾・漁港請負工事積算基準書）により算出される「共通仮設費（率分）のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）では経費が不足し、営繕費の増額を希望する場合は、所定の様式による発注者と協議すること。協議の結果、適用可能と判断された場合は、受注者は必要書類を作成し協議の上、変更契約の対象とする。

〔実績変更対象費〕

- ・ 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費  
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
2. 「実績変更対象費」の対象額については、契約締結後、発注者より通知する。
  3. 受注者は1. により営繕費の増額を希望する場合は、工事着手前に必要書類により発注者と協議すること。具体的な手続きについては、「離島地域における積算運用基準（営繕費）令和7年4月1日長崎県土木部」による。
  4. 受注者の責による工程等の遅延により、増加した当該費用については変更の対象としない。
  5. 受注者から提出された書類に虚偽の記載があった場合には、指名停止等の措置を行う。
  6. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

## ○入札公告等

本工事は、「離島地域における積算運用基準（営繕費）」の試行対象外工事であるが、当該工事履行島内企業が入札に参加しなかった場合は試行対象工事とする。

よって、労務者確保の観点からひっ迫等の状況により、発注者から通知される土木工事標準積算基準書（または港湾・漁港請負工事積算基準書）により算出される「共通仮設費（率分）のうち営繕費」（以下「実績変更対象費」）では経費が不足し、営繕費の増額を希望する場合は、所定の様式による発注者と協議すること。協議の結果、適用可能と判断された場合は、受注者は必要書類を作成し協議の上、変更契約の対象とする。

〔実績変更対象費〕

- ・ 営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費  
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

## 8. 関連様式集

- ① 「島外からの労働者確保の必要性（ひっ迫状況）に関する報告書」  
3 ① (1) ※ 1 ※ 2 用、3 ① (1) ※ 3 用、二次離島用
- ② 「打合せ記録簿」
- ③ 「労働者確保に関する計画書」
- ④ 「支出実績費報告書」

## 9. その他

- ① 離島地区において、建設機械器具を「本土から一次離島」及び「一次離島から二次離島」の現場へ輸送する場合は、29建企第335号平成29年8月30日付「共通仮設費の運搬費の取り扱いの改定について」に基づき、必要経費を計上すること。
- ② なお、建設機械器具の輸送費用を計上する場合は、当該島内に対象とする建設機械・器具がないか建設業協会及び島内の全ての建設機械リース会社に確認すること。